

AI・IoT等先端ツール導入支援事業 AI・IoT等先端技術活用地域課題解決型モデル創出事業 公募要領

長野県産業労働部産業立地・経営支援課

1 趣旨

県内事業者が抱える課題について AI・IoT 等先端技術の活用により解決を図る事業、及び地域の社会課題の解決に向けて AI・IoT 等先端技術を活用した産学官連携によるモデル事業に係る経費の一部を補助することにより、県内 ICT ベンダーの資質の向上、サービス産業等の様々な業種・分野における先端技術の利活用促進を図ることを目的とします。

2 補助対象事業

(1) AI・IoT等先端ツール導入支援事業

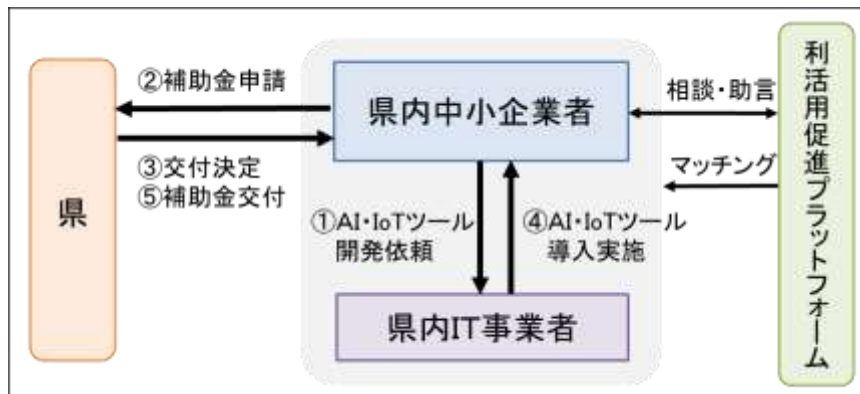
県内中小企業者が、AI・IoTなどの先端ツールを導入するために、県内 ICT ベンダー等へ外注する際の経費の一部を補助します。

(2) AI・IoT等先端技術活用地域課題解決型モデル事業

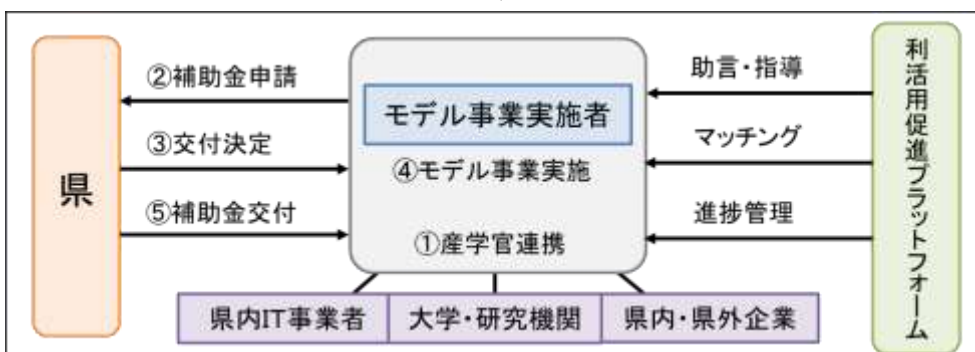
県内事業者が、地域の社会課題について、AI や IoT 等先端技術を活用し、県内 ICT ベンダー、県外事業者、大学、産業支援団体等のうち、複数者と連携して解決を図る事業の経費の一部を補助します。

<事業スキーム>

(1) AI・IoT等先端ツール導入支援事業



(2) AI・IoT等先端技術活用地域課題解決型モデル事業



※「利活用促進プラットフォーム」（正式名称「AI・IoT 等利活用促進プラットフォーム」）とは、令和元年4月に長野県が（公財）長野県中小企業振興センター設置した「AI・IoT 等先端技術利活用支援拠点」において関係機関により構成する連携体であり、モデル事業実施者は、事業実施にあたり、当プラットフォームの支援を受け推進することが想定されます。

（参考）<https://ai-iot-platform.sakura.ne.jp/>

3 補助対象者

本事業において、申請対象となる中小企業者等は、以下のとおりです。

(1) AI・IoT 等ツール導入事業

県内に本社を置く、法人格を有する中小企業者である必要があります。

なお、中小企業者等の定義は下表によります。

業種分類	定義
①製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社
③サービス業 （ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く）	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社
④小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社
⑤ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く）	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 900 人以下の会社
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社
⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 200 人以下の会社
⑧その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社

※「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しないものとします。

また、次のいずれかに該当する中小企業（以下、「みなし大企業」）は除かれます。

- ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業
- イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業
- ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業

(2) AI・IoT等先端技術活用地域課題解決型モデル事業

県内に本社を置く法人格を有する中小企業者や、県内に主たる事務所を置く公共的団体（公益法人、NPO法人等）で、下表に該当する事業者である必要があります。（ただし、みなし大企業を除きます。）

業種分類	定義
①製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社
③サービス業 （ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く）	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社
④小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社
⑤ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社
⑦旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社
⑧その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社
⑨医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
⑩中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑪特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑫財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

※「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を意味する。また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しないものとします。

(3) 補助対象外となる申請及び事業計画

次に掲げる事業は(1)(2)いずれにおいても補助対象となりません。審査において、以下に該当するとされた場合は不採択となります。また、採択・交付決定後に以下に該当すると確認された場合も、採択・交付決定が取消しとなります。

ア 本公募要領にそぐわない事業

イ テーマや事業内容から判断し、同一又は類似内容の事業であり、国等が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業

イ 事業の主たる課題の解決そのものを外注又は委託する事業

- ウ 試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う事業
- エ 公序良俗に反する事業
- オ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 121 号）第 2 条により定める営業内容等）
- カ その他
 - (ア) 長野県（以下、「県」という。）が本事業用として指定した応募申請書類様式と、異なる様式の申請書類で応募してきた案件
 - (イ) 同一事業者が今回の公募で複数申請を行っている案件
 - (ウ) 必要な書類が添付されていない案件
 - (エ) その他書類不備等、補助対象要件を満たさない案件
 - (オ) 補助対象事業者に該当しなくなった場合

4 補助対象経費

事業の種類	対象経費	補助上限額	補助率
(1) AI・IoT 等先端ツール導入支援事業	外注費（ソフトウェア等開発費、その他関連経費）	50 万円	2 分の 1 以内
(2) AI・IoT 等先端技術活用地域課題解決型モデル事業	試作費（装置レンタル料、外注加工費、ソフトウェア開発等外注費） マーケティング経費（旅費、専門家等謝金、研究機関との共同研究費、調査会社への委託料）	300 万円	2 分の 1 以内

※(1)について、リース契約によるツールの導入は対象外

5 予算額

17,500 千円

6 公募期間

令和元年 7 月 12 日（金）～8 月 9 日（金）午後 5 時【必着】

※選定状況に応じて、上記期間の終了後、二次公募を実施する場合があります。

7 応募方法

- (1) 実施計画書の提出

補助を希望する事業について、以下の書類を 6 部（正本 1 部、コピー 5 部）、郵送又は持参により提出してください。

- ア AI・IoT 等先端ツール導入支援事業（AI・IoT 等先端技術活用地域課題解決型モデル事業）実施計画書
（AI・IoT 等先端ツール導入支援事業等実施要領 様式第 1 号）
- イ AI・IoT 等先端ツール導入支援事業（AI・IoT 等先端技術活用地域課題解決型モデル事業）事業計画書
（AI・IoT 等先端ツール導入支援事業等実施要領 様式第 2 号）

【提出先】

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県産業労働部 産業立地・経営支援課 中小企業支援係

8 選定基準

(1) 審査

補助対象事業の選定にあたっては、審査会において以下の観点により内容の審査を行います。

① AI・IoT等先端ツール導入支援事業

- ア 申請事業者が抱える経営課題等の把握状況
- イ 当該ツールの導入による課題解決の実現性
- ウ その他、当該ツールの導入によるインパクト（労働生産性の向上等）

② AI・IoT等先端技術活用地域課題解決型モデル事業

- ア 事業の対象とする地域における社会課題の把握状況
- イ 事業の実現可能性
- ウ 事業実施により見込まれる課題解決への貢献度、社会・地域へのインパクト

(2) 審査結果の通知

採択案件（補助対象予定者）の決定後、応募者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果を文書にて通知します。

(3) 案件採択の公表

採択となった場合には、受付番号、商号又は名称（法人番号を含む）、事業計画名（30字程度）、事業の主たる実施場所等のいずれかの項目内容をホームページ等で公表する場合があります。

9 交付申請

採択通知（補助金の内示）を受けましたら、交付申請に係る以下の書類を2部（正本1部、副本1部）、郵送又は持参により提出してください。

(1) 中小企業先進的取組等支援補助金交付申請書

（中小企業先進的取組等支援補助金交付要綱 様式第1号）

(2) AI・IoT等先端ツール導入支援事業（AI・IoT等先端技術活用地域課題解決型モデル事業）実施計画書

（AI・IoT等先端ツール導入支援事業等実施要領 様式第1号）

(3) AI・IoT等先端ツール導入支援事業（AI・IoT等先端技術活用地域課題解決型モデル事業）事業計画書

（AI・IoT等先端ツール導入支援事業等実施要領 様式第2号）

【提出先】

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県産業労働部 産業立地・経営支援課 中小企業支援係

10 留意事項

- (1) 事業実施場所を変更することは原則認められていません。
- (2) 採択された場合であっても、応募申請内容や予算の都合等により希望金額が減額されるなどの条件が付される場合があります。また、補助事業終了後、必要な支払いの証票書類が整っていない場合は交付申請額から減額されることがあります。
- (3) 代表者（代表者、法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む））について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明した場合、採択いたしません。また、採択後・交付決定後であっても、採択や交付決定を取り消します。
- (4) 補助事業を行うにあたり、他事業と区分して経理管理を行ってください。補助対象経費は、補助事業の対象経費として明確に区分して経理され、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。
- (5) 本事業の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。
 - ア 交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前に県の承認を得なければなりません。
 - イ 交付決定後に、補助事業者が大企業になる等、補助対象者ではなくなった場合は、本事業を中止、廃止することになります。
 - ウ 本事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は事業完了期限から起算して30日を経過した日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。
 - エ 本事業の完了した日の属する会計年度（国の会計年度である4月～3月）の終了後5年間、毎会計年度終了後90日以内に本補助事業に係る事業化等の状況を事業化状況・知的財産権等報告書により報告するとともに、本事業に関係する調査に協力をしなければなりません。
 - オ 本事業の実施に基づく発明、考案等に関して、知的財産権の出願又は取得を事業年度又は事業年度の終了後5年以内に行った場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、事業化状況・知的財産等報告書により報告しなければなりません。
 - カ 事業化状況の報告から、本事業の成果の事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合には、補助金額を上限として収益納付しなければなりません（事業化状況等報告の該当年度の決算が赤字の場合は免除されます）。
 - キ 取得財産のうち、単価500万円（税抜き）以上の機械等の財産又は効用の増加した財産（処分制限財産）は、処分制限期間内に取得財産を処分（①補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付け、②担保に供する処分、廃棄等）しようとするときは、事前にその承認を受けなければなりません。財産処分には、処分制限期間内に補助対象

者の要件から外れた場合も含みます。

ク 補助事業期間終了後に補助対象者に該当しなくなった場合は、処分制限財産について財産処分となり、残存簿価相当額または時価（譲渡額）のいずれか高い額で補助金の返納をしていただく必要があります。

ケ 財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は納付しなければなりません（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です）。ただし、中小企業・小規模事業者が、試作品の開発の成果を活用して実施する事業に使用するために、処分制限財産（設備に限ります）を生産に転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合には、県の事前承認を得ることにより転用による納付義務が免除されます（収益納付は免除されません）。

コ 中小会計要領又は中小指針に拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用に努めてください。

また、本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

サ 本事業の遂行及び収支の状況について、県の要求があったときは速やかに遂行状況報告書を作成し、県に提出しなければなりません。

シ 本事業の進捗状況確認のため、実地検査に入ることがあります。また、本事業終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。

(6) 財産の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権が発生した場合は、その権利は事業者に帰属します。

11 その他

- (1) 応募にあたっては、中小企業先進的取組等支援補助金交付要綱及びAI・IoT等先端ツール導入支援事業等実施要領を予めご確認ください。
- (2) 補助金の支払については、原則として本事業終了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。特に必要と認められる場合、事業期間の途中での事業の進捗状況を確認し、代金の支払が済んでいることを確認したうえで、当該部分に係る補助金が支払われる（概算払）場合もあります。なお、補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- (3) 本事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の現地確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象とはなりません。
- (4) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (5) 今回応募された事業者の方に、採否にかかわらず本事業に関係する調査をお願いすることがあります。また補助事業者となった場合、必要に応じて事業の成果の発表、事例集等への協力をお願いいたしますので、あらかじめご了承ください。

【問合せ先】

長野県産業労働部 産業立地・経営支援課 中小企業支援係

TEL : 026-235-7195 (直通) FAX : 026-235-7496

E-mail : keieishien@pref.nagano.lg.jp

URL : https://www.pref.nagano.lg.jp/sangyo/shokogyo/chusho/ai-iot_hojyo/index.html